

土呂久公害 3つの困難

2 健康被害の補償はどうやってなされたか

「私も公害患者」と名乗り出た

1962年12月に土呂久鉱山が閉山。それから5年後、新潟水俣病の患者が加害企業に健康被害の償いを求めて提訴し、四日市公害、イタイイタイ病、熊本の水俣病患者がつづいた。

テレビ・ラジオが四大公害訴訟のニュースを土呂久に運んでくるようになって、鉱山長屋で育って目や鼻や呼吸器の病気に苦しんできた佐藤鶴江さんが「自分も公害患者だ」と認識するようになった。

土呂久で一人暮らしをしていた鶴江さんは、草木が枯れた亜ヒ酸鉱山のようす、幼いころからの病苦を歌に詠んで、部屋中に貼りだした。

1970年12月、鉱山跡に調査に来た宮崎法務局高千穂支局の係員に「私は公害患者」と名乗り出た。

佐藤鶴江日記より

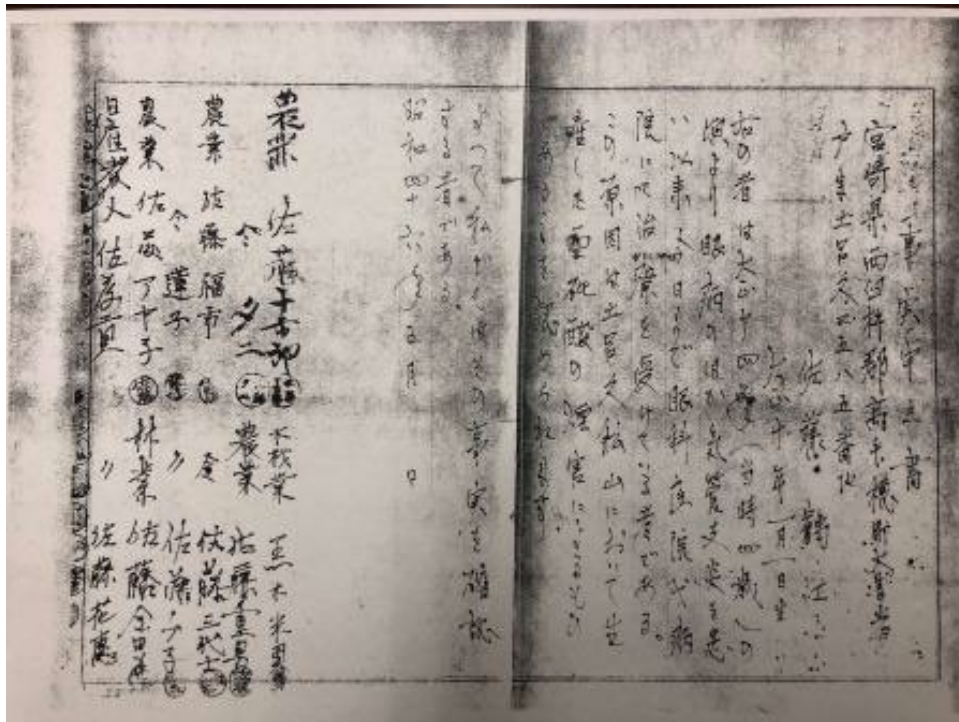
1970年 12月14日 樋ノ口まで行く。昼から法務局より5人来られ、樋ノ口の現場で話す



佐藤鶴江さんは病苦を詠んだ歌を襖や壁に貼っていた。

法務局調査がぶつかった二重の壁

1971年6月、佐藤鶴江さんは法務局の勧めに従って鉱山近くに住んで健康被害を受けた7人と共に法律扶助協会に扶助を申し込んだ。法律扶助は、裁判に勝つ見込みのある者に裁判費用の一部を立て替える制度である。資料集めにかかった法務局は、すぐに**①医学＝病気と鉱山操業の因果関係と②法律＝賠償するのは誰か、という二重の壁**にぶつかった。①医師の診断書は、呼吸器障害など症状を書いても、原因については明記しない、②土呂久鉱山で亜ヒ酸を製造した会社は解散しており、唯一の関係会社「住友金属鉱山」に問い合わせると、「閉山後に鉱業権の譲渡を受けたので、操業当時のことについては関知しない」と、そっけない返事である。



「（佐藤鶴江は4歳の頃より）**眼病のほか気管支炎を患い、今日まで眼科医院や病院にて治療を受けている。この原因は土呂久鉱山において生産した亜砒酸の煙害によるものと認められる。私どもはその事実を確認する者である**」

法務局が書いてくれた事実申立書に賛同の署名を求めて、鶴江さんは集落を回った。

佐藤鶴江日記（1971年）より

5月24日 早め食事して惣見の方まわる。夜11時半
帰り寝る。/ 25日 南の方廻る。夜10時帰り。/
26日 昼から畑中まわる。

加害企業はすでに不在

亜ヒ酸製造に起因する健康被害者に対し賠償責任を負っている企業はどこか？ 1920～33年までは個人経営の時代で責任者は不明。33年から中島飛行機傘下に移り、37～41年は岩戸鉱山会社、55～62年は中島鉱山会社。どの会社も解散し、加害企業は存在しない。故意または過失責任を追及しようにも、会社が存在しないのである。1972年1月22日の朝日新聞記事は、土呂久に適用される条文として鉱業法109条3項があると紹介した。



鉱業法109条3項 損害の発生後に鉱業権の譲渡があったときは、損害の発生時の鉱業権者及びその後の鉱業権者が（略）連帯して損害を賠償する義務を負う

この条項が加わったのは1939年。それ以降の鉱業権者、岩戸鉱山会社、帝国鉱業開発会社、中島鉱山会社、住友金属鉱山会社の4社のうち3社は解散し、存在するのは閉山後に鉱業権を譲渡された住友鉱1社だけ。「**亜ヒ酸をつくっていない住友鉱が全面的に賠償責任を負うのか。特異なケース**」と、記事は責任追及の難しさを指摘した。

知事あっせんは「法的責任なしの補償」



1972年7月、宮崎県が7人の慢性ヒ素中毒の患者を認めると、黒木博知事は7人の患者と住友金属鉱山の間の補償あっせんに動いた。見舞金ではなく補償金なので、法的責任を前提にしているはずだが、知事は「責任がどこにあるとかは別として……」と、法律論を棚上げにした。

7人に対するあっせんは、**皮膚症状に限った低額補償（1人平均240万円）**だったうえに、「**将来にわたり一切の請求をしない**」という**請求権放棄の条項**を盛り込んでいた。納得できない患者は住友金属鉱山を相手にした損害賠償請求訴訟へと進む。

土呂久訴訟の一審判決は、知事は住友鉱に『ほかに鉱業権者がいないので補償の当事者になってほしい』と申し入れ、被害者には『法的責任の所在を別として補償をあっせんしたい』と伝えていることから、**<法的責任なしの補償>**と判断した。

被害者から頼まれてもいないのに、なぜ黒木知事は補償をあっせんしたのか？

黒木氏は「知事が公害あっせんをするなど全国に例がなかった」と語っていた。
<被害者の立場で補償をあっせんした全国初の知事>の名声がほしかったのだろう。

第4の公害病に指定

国（環境庁）は、**公害健康被害補償法**にもとづいて公害病が多発している地域を**第1種＝複数の汚染源によって大気汚染が生じ、慢性気管支炎のような非特異的疾患が多発＝と、第2種＝大気汚染・水質汚染の原因物質と症状の因果関係が明白な特異的疾患の多発＝に分類して指定してきた。土呂久の慢性ヒ素中毒症が公害病の**2種地域**に指定されたのは73年2月。それ以前に、四日市に発生していた慢性気管支炎等（65年5月）、新潟水俣病（67年4月）と熊本水俣病（68年9月）、イタイイタイ病（68年5月）を認めていたので、慢性ヒ素中毒症の病名は4番目になることから「**第4の公害病**」と呼ばれた。**

国が指定した公害病の発生している地域

* 一種地域の指定は1988年3月に解除された



皮膚と鼻の症状に限った認定要件

1972年7月、宮崎県は疫学・健康・環境分析からなる社会医学的調査の最終報告を発表、「土呂久鉱山の操業によって慢性砒素中毒患者が発生している」ことを認めた。翌73年2月に環境省が土呂久に多発している慢性ヒ素中毒症を「第4の公害病」に指定し、**皮膚の色素異常（色素沈着・脱失）と鼻の症状（鼻中隔穿孔と鼻粘膜萎縮）**を認定要件の症状とした。



左からボーエン病、色素沈着、角化症
（インドとバングラデシュで撮影）

財源のないままつづく公健法の補償給付

公害病患者に認定されると、**1. 療養の給付及び療養費、2. 障害補償費、3. 遺族補償費、4. 遺族補償一時金、5. 児童補償手当、6. 療養手当、7. 葬祭料の7種の補償給付**を受けることができる。

賦課金（患者からみれば給付金）を誰が負担するか。公健法は、2種地域（イタイイタイ病、水俣病、慢性ヒ素中毒症）の場合は**汚染の原因物質を排出した者（特定汚染施設設置者）が全額を負担**する。過去の被害の場合は、過去に汚染施設を設置して被害をだした者が負担する、と定めている。

公健法をつくる際、土呂久では汚染施設設置者（岩戸鉱山会社、帝国鉱業開発会社、中島鉱山会社）が現存しないことはわかっていたのに、そのことを考慮しなかった。土呂久公害の規模は小さくて給付金もたいした額にのぼらない、と甘くみていたとしか思えない。2026年5月現在の認定患者は224人。これほど多数の認定患者がでようとは想定しなかったのだ。

知事あっせんは1976年10月まで5次にわたっておこなわれて82人の患者が受諾した。あっせんには請求権放棄条項がついていたので、県は、すべての補償は終わっているとして、あっせん受諾者に公健法を適用しなかった。宮崎県の公害担当者が環境庁を訪ねたとき、「住友鉱は汚染施設の設置者でないので賦課金を支出させるのは困難だ。**土呂久には公健法の財源がない**」と、暗に知事あっせんによる解決を進めるように求められた。

公健法の補償給付の賦課金支出者を「汚染施設設置者」としたことで、土呂久の公害認定患者には財源のないまま給付をつづけることになる

住友鉱に賠償を求めて提訴

日本弁護士連合会の公害対策委員会は1974年度の主要活動として全国休廃止鉱山鉱害問題に取り組んだ。調査地は、宮崎県の土呂久と松尾、島根県笹ヶ谷、石川県尾小屋の4カ所。75年3月、大分市でシンポジウムが開かれ、池田純一弁護士が「**住友鉱は鉱業法109条によって鉱業権消滅時の鉱業権者として土呂久の被害者に対し無過失賠償責任を有している**」と報告した。



土呂久訴訟第1回口頭弁論

74年12月の第3次知事あっせんとき、3人の患者が低額あっせんを拒否して公害健康被害補償法の適用を選んだ。当時の公健法給付額はきわめて低かったため、3人は住友鉱に健康被害の補償を求めて裁判に訴えた。

鉱業法による賠償責任義務者は「鉱業権者」。
公健法の「汚染施設設置者」とは異なっていた

大分市で開かれた 日弁連報告会



裁判の根拠にした鉱業法の賠償規定

日本で最初の鉱業に関する法律「日本坑法」（1883年）には鉱害賠償に関する規定はなかった。「鉱業条例」（1890年）で公益を害するときはすでに与えた許可を取り消すことが決まる。「旧鉱業法」（1905年）も同じ。損害を与えたときは鉱業権者が連帯して賠償するという規定になるのは「旧鉱業法改正法」（1939年）。「現行鉱業法」（1950年）の109条はこれを引き継いだ。

1939年に、加害者でなく鉱業権者が賠償責任を負うという規定が生まれた背景は？

平田慶吉「鉱業法要義」（1937年）

「被害者側の熾烈な要求と、政府当局の公正な理解とによって（改正される法律は）従来の賠償関係に法的秩序を与え、鉱業権者の行う賠償を合理、適正ならしむるものとして、ひとり被害者の幸福たるに止まらず、兼ねて鉱業権者の利益でもある」

鉱業法109条

- 1項 鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によって他人に損害を与えたときは、損害の発生の際における当該鉱区の鉱業権者(略)が、損害の発生の際既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の際における当該鉱区の鉱業権者(略)が、その損害を賠償する責に任ずる。
- 3項 (略)損害の発生後に鉱業権の譲渡があったときは、損害の発生の際の鉱業権者及びその後の鉱業権者が(略)連帯して損害を賠償する義務を負う。

泥沼化する日中戦争の時代、地下資源開発が急がれる状況下、鉱害賠償を法制化することは「被害者の幸福」だけでなく「鉱業権者の利益」にもなると考えられた。

知事あっせん終了

1972年12月に始まった知事あっせんは76年10月の第5次で終了した。あっせん受諾者は82人、**補償金額は1人平均310万円**（右上表）だった。

知事あっせんが終了した主な理由は2つ。第1に、公健法が適切に運用されるようになって、**公健法による給付の累積金額が知事あっせんの一時金補償額をはるかに上回る**（右下表）ことが明らかになったこと。

第2に、あっせんには請求権放棄が明記されていたにもかかわらず、低額のあっせん補償に納得できず、**裁判の原告になる患者が増えてきた**こと（右上表）である。

	年月日	斡旋受諾者	平均補償金額	合計補償金額	補償額に不満で提訴
第1次 あっせん	1972年 12月28日	7人	240万円	1,680万	3人
第2次 あっせん	1974年 2月2日	5人	222万円	1,110万	1人
第3次 あっせん	1974年 12月27日	10人	272万円	2,720万	3人
第4次 あっせん	1975年 5月1日	23人	301万円	6,920万	1人
第5次 あっせん	1976年 10月16日	37人	352万円	1億3,030万	1人
計		82人	310万円	2億5,460万円	9人

ケース	死因	死亡時 年齢	補償金額
認定（障害程度は特級）されたあと公健法を受給。1年3カ月後に死亡、遺族が葬祭料と遺族補償費（10年間）を受けた	肺がん	63歳	①障害補償費 379万円 療養手当 44万円 ②死亡後に遺族が受給 葬祭料 32万円 遺族補償費 1475万円 ③総額 1930万円
認定されたあと死亡。遺族が知事あっせんで一時金を受けた	肺がん	57歳	390万円
知事あっせんで一時金を受けたあと死亡。死亡後は何もしない	肺がん	69歳	350万円

被害者勝利の一審判決と住友鉱の控訴

主な争点	原告の主張	被告の主張	一審判決
環境汚染	亜硫酸製造、ズリの堆に ヒ酸坑内水、の排出等 積、り大気、水質、土壌 が汚染された	鉱床地帯で、もともと 汚染され、おり、関係 ない山操業の間に	亜硫酸や亜硫酸ガスを ヒ酸坑内環境に汚染 排出、り、した の堆積、り、した
ヒ素中毒の症状	全身の諸臓器に障害を もたらし、潜伏期をひき おこす	症状は皮膚、鼻、末梢 神経に限り、因果関係 は証明されていない	皮膚、呼吸器、心臓 循環、嗅覚、因果関係 の障害は、証明が
責任	鉱業法は、被害者救済 の立場から、被害者 の承しを定めている	閉山後に鉱業権を譲渡 された者には賠償義務 はない	被告は、損害発生時 の消滅時効は、業権 の消滅時効は、業権
知事あつせん	公序良俗には反し、た 知事あつせん、た 知事あつせん、た	「今後一切の請求は ない」といふ請求 は、認められない	あつせん、た、た、た 知事あつせん、た、た

一審判決は鉱業法109条の文面通り、鉱業権者だった住友鉱に賠償を命じた。住友鉱は判決に納得せず控訴した。

1984年3月、宮崎地裁延岡支部は、住友鉱に請求額の7割にあたる約5億円の賠償を命ずる原告勝訴の判決を言い渡した。

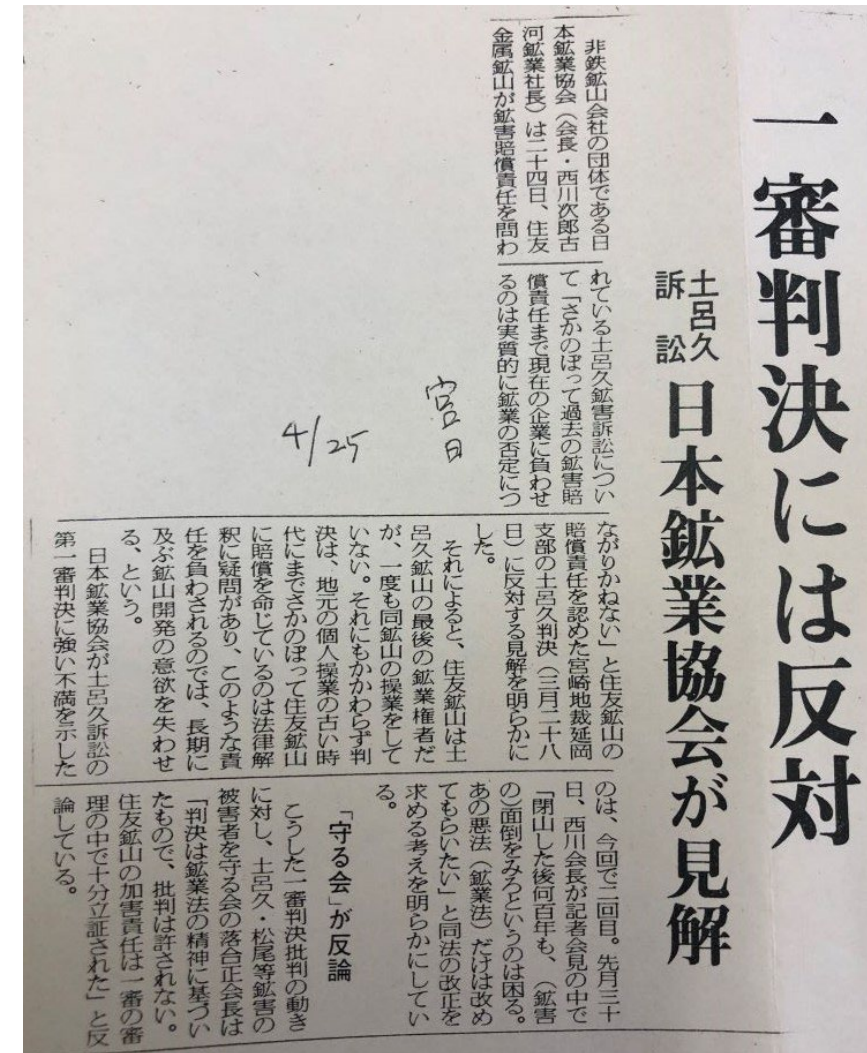
鉱業法上の責任に関し
①この規定が加わった1939年以前の被害についても、同法附則によって鉱業権者に責任があることは明らか
②鉱業を実施したかどうかに関係なく鉱業権者に賠償責任があると述べて、被告の主張を退けた。

「悪法を改めよ」と鉱業界が猛反発

非鉄金属の鉱業・精錬業の会社で作っている日本鉱業会の会長が土呂久訴訟判決後に記者会見し、「あの悪法は改めてもらいたい」と発言。さらに文書を発表して「鉱業は非常に古い産業であり、同じ地域で新たな鉱床の発見が何十何百年の間に繰り返されるのが普通だ。昔々にさかのぼってすべての賠償責任を現在の企業に負わせるのは、実質的に鉱業の否定につながりかねない」と判決に反発した。

すでに述べたように、1939年の「旧鉱業法改正法」で設けられた鉱業権者の連帯賠償の規定は、泥沼化する戦争の時代、地下資源開発が急がれる状況下、鉱害賠償を法制化することが「被害者の幸福」だけでなく「鉱業権者の利益」にもなると考えてつくられたのに……。

鉱業界の圧力はこの後、見えないところで被害者救済の運動に影響を与える



公健法給付を差し引いた控訴審判決

1988年9月、福岡高裁宮崎支部は控訴審の判決を言い渡した。亜ヒ酸焙焼による環境汚染、健康被害、鉍業権者の責任は一審判決通りだったのに、「公健法給付の限度において損害の一部が補填されたものと解すべきである」と述べたところで、原告にとって**喜びの判決が非情な判決に一転**した。

たとえば患者Aさんは、健康被害の損害は3000万円だが、公健法で受給している1819万円を差し引いて高裁が認定した慰謝料は1200万円、それから一審の仮執行金2309万円を引いた差額の916万円（弁護士費用や遅延損害金を加味）を住友鉍に返還せよというのである。原告23人（当初の6人から増加）のうち返還を命じられたのは13人で**返還金の総額は1億2700万円を超えた**。

住友鉍が上告して訴訟は最高裁に持ち込まれた。被害者弁護団は「最高裁は企業寄りの逆転判決が目立つ。判決をもらうべきでない」という意見に傾き、長引く訴訟に疲れた原告からは「和解で一日でも早い解決を」という声が大きくなった。



新聞は「苦渋の勝利」「勝訴でも喜び半分」といった見出しを付けた

裁判と公健法を両立させた2陣訴訟判決

2陣訴訟：1陣訴訟の原告は1978年3月患者数23人で打ち切り、それ以降の希望者は一審判決後に住友鋳と協定を結んで判決同等の補償を受けとることを目標にした。住友鋳が判決に従わず控訴したことで、1984年10月患者15人と4遺族が2陣訴訟を起こした。

最大の争点：1陣訴訟の控訴審判決で、認容額から公健法の受給金額が差し引かれたことから、2陣訴訟の最大の争点は「裁判の請求と公健法の給付の両立」が認められるかどうかだった。

画期的判決：1990年3月の2陣訴訟判決は、公健法は「財産的損害のみを補填する」もので、精神的損害（慰謝料）を含んでいない。原告の本件請求は「内容からみると純粋な慰謝料請求」と独自に判断して、裁判の請求と公健法の給付を両立させた。



1990年3月27日西日本新聞

2陣訴訟の判決がでたことで、次の目標が明確になった。公健法給付の継続を可能にする和解を最高裁で成立させること。90年5月、被害者の弁護団は最高裁に和解勧告を要請する上申書を提出した。

住友鉱の責任に触れなかった最高裁和解

1990年10月に最高裁で、**住友鉱の責任には触れず**、**見舞金**という和解が成立した。公健法の給付を継続する内容だった。土呂久山荘に集まった原告たちは、和解成立の知らせを聞いて「長かった裁判がやっと終わった」という安堵は広がっても、「勝った」という**喜びの声はなかった**。



報道機関に最高裁和解の内容を説明する原告側弁護士



佐藤鶴江さんの墓碑には「**たとえどんなに根治の見込みはないと言われましても、生きて行く権利があります。また、生きとうございます**」という裁判で述べた言葉が刻まれている



15年間の闘いを終えた原告たち

原告・被告が納得した最高裁和解

土呂久訴訟和解条項の骨子

- ▽住友金属鉱山会社は、鉱業権の取得の前後を問わず、土呂久で鉱業法に基づく事業活動をしておらず、事業のための施設を設置したことがない。
- ▽一、二陣訴訟原告がそれぞれの一審判決で受け取った仮執行金合計4億6475万円を住友鉱に返す。
- ▽住友鉱はその同額を「見舞金」として一、二陣原告に一括して支払う。
- ▽この見舞金は公害健康被害補償法13条1項の損害の填補にあらず、鉱業法上の賠償義務を前提としたものでない。
- ▽原告の損害については今後、公健法と労災法の給付により解決する。



土呂久山荘に集まった原告に最高裁和解成立の知らせが届いた

「鉱業法に基づく事業活動をしていない」「事業のための施設を設置していない」と事実だけ書いて被告を納得させ、「責任なし」の言葉を使わないことで原告を納得させる。原告が仮執行で受け取った金額を被告に返し、被告が同額を「見舞金」として原告に一括支払う。補償金の性格が消え、原告個々が受け取った見舞金の額は不明。住友鉱が公健法の賦課金を徴収されることはなく、原告は公健法受給を継続できることになった。

「賠償義務なし」を明記した簡裁即決和解

	最高裁和解	宮崎簡裁即決和解
和解成立日	1990年10月31日	1991年12月2日
健康被害者数（うち死亡者数）	41人（23人）	88人（32人）
見舞金の額	1人平均1130万円	1律80万円
住友鋳の事業活動	鋳業権に基づく事業活動をしていない。事業活動のための施設を設置したことはない	鋳業権に基づく事業活動をしていない。事業活動のための施設を設置したことはない
住友鋳の損害賠償義務	触れていない	法律上の損害賠償義務は存在しない
見舞金支払いの根拠	公健法13条1項にいう損害の填補ではない。鋳業法を含む法的義務を前提としていない	公健法13条1項にいう損害の填補ではない。鋳業法を含む法的義務を前提としていない
今後の救済	今後、公健法及び労災法に基づく給付で解決する	触れていない

最高裁で和解が成立したのは、土呂久訴訟の1陣と2陣の原告41人で、訴訟に加わらなかった105人の患者が残された。そのうち自主交渉の会の88人と住友鋳は、1991年12月に宮崎簡裁で、患者1人に一律80万円の見舞金を支払うなどの内容の即決和解をした。和解条項に、**住友鋳には「鋳業法を含む法律上の損害賠償義務は存在しない」と明記した。**翌92年2月、住友鋳は最後まで残っていた16人（2人は拒否）と同じ内容で即決和解して**「問題はすべて解決した」と土呂久公害から足を抜いた。**

知事あっせん受諾者の一部に公健法適用

知事あっせん不当行政不服：1985年12月、知事あっせんを受けたことを理由に宮崎県が公健法の補償給付をおこなわないのは不当だと、5人の患者と2遺族が行政不服を申し立てた。

行政不服裁決：公害健康被害補償不服審査会は1990年3月27日、「認定時にはなかった症状が現れた患者」と「認定時より症状が重くなった患者」の2人に請求を認める裁決をだした。

公健法適用8人だけ：宮崎県は裁決をもとに補償支給規準を作成し、1991年5月28日、土呂久公民館で説明会を開き、対象となる生存患者44人中8人に公健法の補償給付を開始すると発表した。

期待を裏切られた：「厳しすぎる」「基準を広げてもらいたい」「県の言うことを聞いてきた者がばかを見る」「患者を二分されるのがつらい」



健康被害が深刻で生活に困窮し「低額であっても一時金が助かる」と知事あっせんを選んだ患者。一方、公健法を選んだ患者は小さい額であっても年金的給付を受け続け、累積すると大きな金額に。その対比が痛ましかった。

土呂久公害における健康被害の補償

	時期	金額決定者	患者数	金額	特徴
知事あっせん	1972年～1976年	あっせん案 審議専門委員→宮崎県知事	82人	1人平均310万円	1. 請求権放棄条項 2. あっせん拒否者が裁判で補償を請求 3. あっせん受諾者からも裁判の原告に 4. 判決で、補償は皮膚・鼻・末梢神経に限られている
公健法補償給付	1974年～現在	公害健康被害補償法と施行令	あっせん受諾患者を除く認定患者および 1991年に宮崎県が作成した「補償給付支給基準」に該当する認定患者	患者によって補償給付額は異なる。 上限はない	1. 認定患者に①療養費②障害補償費③遺族補償費など7種類の補償 2. ②は年金的な給付 3. ①はヒ素によって起きた病気につき支給される 4. 認定以前の補償はない 5. 2陣一審判決は、公健法の給付に「慰藉料は含まれていない」として裁判の慰謝料請求との両立を認めた

	時期	金額決定者	患者数	金額	特徴
1 陣一審判決	1984年3月 28日	宮崎地裁延 岡支部	23人	総額5億622 万円	1人を除く原告22人完全勝利。 認容額の3分の2（3億5400 万円）の仮執行を認めた。 住友鉱は控訴
1陣控訴審判決	1988年9月 30日	福岡高裁宮 崎支部	23人	総額2億857 万円	公健法給付は二重填補なの で差し引く。一審の仮執行 金を割り込んだ13人に総額1 億2000万円を住友鉱に返還 せよ。住友鉱は上告
2陣一審判決	1990年3月 26日	宮崎地裁延 岡支部	18人	総額1億1803 万円	本裁判は純粹慰謝料請求と 認められ、公健法給付は財 産的損害のみで精神的損害 （慰謝料）を含んでいない として、裁判と公健法の両 立を認めた。住友鉱は控訴
最高裁和解	1990年10月 31日	最高裁判所	1陣・2陣原 告計41人	総額4億6475 （平均1130） 万円の見舞金	1陣と2陣の仮執行金の総額 を見舞金として支払う。公 健法は継続
即決和解	1991年12月 2日と92年2 月3日	宮崎簡易裁 判所	自主交渉の 会88人と他 16人の104人	総額8320（一 律80）万円の見舞金	「住友鉱に法的賠償義務なし」と明記。同社は土呂久 公害から足を抜いた

土呂久公害補償はどうあるべきだったか

患者救済の経過を整理してみると、被害者が望んだのは、①認定時に、それまでの健康被害に対する精神的慰謝料を一括して住友鉱から受け取る、②認定以降の治療費、休業補償、通院交通費、付添い費用などを公健法によって受け取る、ことだったとわかります。



宮崎県知事のあっせんで住友鉱が支払った補償金は、過去の被害に対する慰謝料にすぎないとして、「将来にわたり一切の請求をしない」という請求権放棄条項をつけなければよかったのです。もちろん、そのとき慰謝料の対象とする症状はヒ素によって起きた全身の症状でなければなりません。そのうえで、現在と将来にわたる治療費や障害補償費などは公健法にゆだねればよかったのです。土呂久の公害患者救済の教訓は、**過去の被害は認定時に慰謝料として一括補償、現在と将来の被害は年金的補償でみる**、という点にいきつきます。（「和合の郷」）